

シリーズ③後期高齢者医療制度とは？

今年4月から「後期高齢者医療制度」が始まるにあたり、シリーズで新しい制度の内容をお知らせしています。

このほど、滋賀県後期高齢者医療広域連合の議会において、保険料率が正式に決定され、滋賀県下で統一した料率が示されました。具体的な保険料算定方法・内容については、以下のとおりとなります。

◆均等割額 38,175円 ◆所得割の率 6.85% 【年額】

* 保険料は、75歳以上の方、全員に納めていただくことになります。

* 所得の低い世帯の方には、被保険者均等割が軽減（7割・5割・2割）されます。軽減の基準は次のとおりです。

◆保険料の軽減基準

	世帯の総所得金額等
7割軽減	【基礎控除額（33万円）】を超えない世帯
5割軽減	【基礎控除額（33万円）+24.5万円×当該世帯に属する被保険者数（被保険者である当該世帯主を除く）】を超えない世帯
2割軽減	【基礎控除額（33万円）+35万円×当該世帯に属する被保険者数】を超えない世帯

夫婦二人世帯（75歳以上）

夫(世帯主) 厚生年金208万円、
妻 国民年金79万円の場合 ▶ 〈2割軽減世帯〉



【夫】208万円（年金収入）－120万円（公的年金控除）－33万円（基礎控除）
＝55万円

所得割額 55万円×6.85%＝37,675円 ①

均等割額は2割軽減により 38,175円×0.8＝30,540円 ②

◆夫の保険料（年額）＝①＋②＝68,215円



【妻】79万円（年金収入）－120万円（公的年金控除）＝0万円

所得割額 0円 ③

均等割額は2割軽減により 38,175円×0.8＝30,540円 ④

◆妻の保険料（年額）＝③＋④＝30,540円

ひとり世帯（75歳以上）

国民年金79万円の場合 ▶ 〈7割軽減世帯〉



79万円（年金収入）－120万円（公的年金控除）＝0万円

所得割額 0円 ⑤

均等割額は7割軽減により 38,175円×0.3＝11,452円 ⑥

◆保険料（年額）＝⑤＋⑥＝11,452円

子どもと同居世帯

国民年金79万円の父親と自営業の子ども（世帯主）

年間所得390万円の場合 ▶ 〈軽減なし〉



79万円（年金収入）－120万円（公的年金控除）＝0万円

所得割額 0円 ⑦

均等割額 38,175円 ⑧

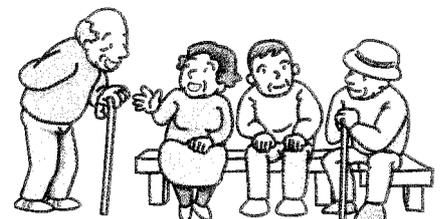
◆保険料（年額）＝⑦＋⑧＝38,175円

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎⑤26571 有線⑤7784

滋賀県後期高齢者医療広域連合 大津市京町4丁目3-28

☎077-522-3013 ホームページ <http://www.shigakouiki.jp/>



滋賀県後期高齢者医療保険料が決まりました

平成20年4月から、75歳以上の人が対象です